

町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「150,000円」を「175,100円」に改める。

第8条の3第2項中「100分の15」の次に「（医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち町田市保健所に所属する職員にあつては、100分の18）」を加える。

(町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部改正)

第2条 町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「得た額」の次に「（医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち町田市保健所に所属する管理又は監督の地位にある職員（町田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。）にあつては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲内で町田市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

(町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「救護又は汚染物件の消毒若しくは処理の作業」を「治療、看護等の業務又は感染症病原体その他これに準ずるものに接触する業務」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 <u>175,100円</u> (2) 略 2・3 略 (地域手当) 第8条の3 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15 <u>(医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち町田市保健所に所属する職員にあつては、100分の18)</u>を乗じて得た額とする。 3 略	(初任給調整手当) 第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 <u>150,000円</u> (2) 略 2・3 略 (地域手当) 第8条の3 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。 3 略

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(支給額及び支給割合) 第3条 略 2・3 略 4 町田市規則で定める職員に支給する期末手当に対する第1項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して町田市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で町田市規則で定める割合を乗じて得た額(医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち町田市保健所に所属する管理又は監督の地位にある職員(町田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。))にあつては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲内で町田市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」とする。	(支給額及び支給割合) 第3条 略 2・3 略 4 町田市規則で定める職員に支給する期末手当に対する第1項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して町田市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で町田市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(危険手当) 第6条 危険手当は、職員が、感染症患者の<u>治療、看護等の業務又は感染症病原体その他これに準ずるものに接触する業務に従事したときに支給する。</u> 2 略	(危険手当) 第6条 危険手当は、職員が、感染症患者の<u>救護又は汚染物件の消毒若しくは処理の作業に従事したときに支給する。</u> 2 略